

6 その他のサービス等

1. NHK 放送受信料の免除

区分・対象

全額免除	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 身体障害者手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 ▶ 療育手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
半額免除	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 視覚障がい又は聴覚障がいの身体障害者手帳所持者が世帯主の場合 ▶ 身体障害者手帳1級・2級所持者が世帯主の場合 ▶ 療育手帳㊦、㊦の1、㊦の2、Aの1又はAの2所持者が世帯主の場合 ▶ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者が世帯主の場合

手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて窓口で免除事由の証明を受け、NHKに提出(郵送)してください。

- 障害者手帳
- 印鑑

窓 口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167

問 合 せ ▶ NHK千葉放送局経営管理企画センター開発グループ
〒260-8610 千葉市中央区千葉港5-1
☎ 043-203-0700

2. 声の広報

対 象 ▶ 視覚障がい者

内 容 ▶ 文字による情報の入手が困難な障がい者に、社会参加の促進を図るため、広報などの市民生活をするうえで必要度の高い情報を音訳により定期的に提供します。
▶ 広報内容は、広報とうがね、福祉だより など

負 担 ▶ 無料

問 合 せ ▶ 朗読奉仕つくし会(東金市ボランティアセンター) ☎ 0475-52-5198

3. 郵便料金の割引

対 象 ▶ 視覚障がい者

内 容 ▶ 盲人用点字郵便物などが無料になります。また、点字ゆうパックなどが割引されます。

問 合 せ ▶ 東金郵便局 東岩崎2-23-1 ☎ 0570-943-680

4. 青い鳥郵便葉書の無償配布

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳(1級・2級)所持者
▶ 療育手帳(㊤・㊤の1・㊤の2・A1・A2)所持者
- 内 容 ▶ 身体障害者福祉強調運動にちなみ、青い鳥郵便はがきを毎年4月から5月にかけて郵便局から一人につき20枚が無償で配布されます。
- 問 合 せ ▶ 東金郵便局 東岩崎2-23-1 ☎ 0570-943-680

5. 携帯電話料金の割引

- 対 象 ▶ 次のいずれかを所持されている方
- 身体障害者手帳
 - 療育手帳
 - 精神障害者保健福祉手帳
 - 特定疾患医療受給者証
 - 特定疾患登録者証
 - 特定医療費(指定難病)受給者証
- 内 容 ▶ 基本使用料などが割引されます。事前登録が必要ですので、利用希望者は、以下でお問い合わせください。

問 合 せ

携帯電話会社	割引制度の名称	携帯電話から	一般電話から
NTT ドコモ	ハーティ割引	151	0120-800-000
ソフトバンクモバイル	ハートフレンド割引	157	0800-919-0157
au	スマイルハート割引	157	0077-7-111

※割引制度の名称をインターネットで検索すると詳しい情報を得ることができます。

6. NTT東日本の優遇措置

- 対 象 ▶ 障害者手帳所持者(各障害者手帳の条件等により該当しない場合があります。)
- 内 容 ▶ 障害者手帳所持者に対し、NTT東日本の福祉施策での福祉電話機の使用料や電話番号案内料などが割引されます。
▶ 電話番号案内の割引は、事前登録が必要です。
- 問 合 せ ▶ NTT東日本 116(局番なし)、0120-116-000(携帯電話から)
▶ NTTふれあい案内(無料番号案内)の問合せ・申込は0120-104174まで

7. ニュー福祉定期預金・新福祉定期預金

- 対 象 ▶ 障害基礎年金等の年金受給者
▶ 特別児童扶養手当、特別障害者手当等各種手当を受給されている方
- 内 容 ▶ 一般の1年ものの定期預金の金利に通常より優遇された利率を上乗せした金利を適用します。

➤ 上乘せ利率は金融機関により異なります。また、本制度を実施していない金融機関もあります。

備考 ➤ マル優(58ページ参照)を利用することができます。

窓口 ➤ ゆうちょ銀行、銀行等各金融機関

8. 生活福祉資金の貸付

対象 ➤ 所得の比較的少ない世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者や障害者手帳所持者のいる世帯

内容 ➤ 他からの融資が受けられない上記対象世帯に対し、修学資金や療養費、障がい者への自動車購入費等を無利子、又は低利子で貸し付けます。

➤ 貸付金の種類は、81ページの表6をご参照下さい。なお、資金の種類、貸付条件、限度額等は細かい規定がありますので下記窓口にお問い合わせください。

窓口 ➤ 東金市社会福祉協議会 ふれあいセンター2階 ☎ 0475-52-5198

9. 東金アリーナ（個人使用）・東金市トレーニングセンター利用料金の免除

対象 ➤ 市内在住の身体障害者手帳所持者及びその介護人

➤ 市内在住の療育手帳所持者及びその介護人

➤ 市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護人

内容 ➤ 東金アリーナの諸施設を個人使用する場合及び東金市トレーニングセンターを利用する際に手帳を提示することで利用料金が免除されます。

備考 ➤ 詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

窓口 ➤ 東金アリーナ 堀上1361-1 ☎ 0475-50-1715

➤ 東金市トレーニングセンター 南上宿40-10 ☎ 0475-55-8720

10. 東金アリーナ（専用使用）・東金市家徳スポーツ広場・東金青年の森公園利用料金の免除

対象 ➤ 市内在住の身体障害者手帳所持者及びその介護人が過半数を占める団体

➤ 市内在住の療育手帳所持者及びその介護人が過半数を占める団体

➤ 市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護人が過半数を占める団体

内容 ➤ 障がい者団体等が東金アリーナの諸施設を専用使用する場合、東金市家徳スポーツ広場及び東金青年の森公園を利用する場合は、免除申請を行うことで利用料金が無料になります。

備考 ➤ 詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

窓口 ➤ 東金アリーナ 堀上1361-1 ☎ 0475-50-1715

11. 選挙と投票

(1) 郵便等による不在者投票

- 対 象 ▶ 次の身体障害者手帳所持者
- ・ 両下肢、体幹、移動機能の障がい1・2級の方
 - ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障がい1・3級の方
 - ・ 免疫、肝臓の機能障がい1から3級の方
- 内 容 ▶ 選挙人で重度の身体障がいのために投票所に行けない方は、自宅等で郵便等による不在者投票を行うことができます。
- 手 続 ▶ 下記窓口でお問い合わせください。
- 窓 口 ▶ 市選挙管理委員会事務局 市役所別棟2階 ☎ 0475-50-1179

(2) 郵便等による不在者投票における代理記載制度

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者で、上肢または視覚の障がい1級の方
- 内 容 ▶ 郵便等による不在者投票の対象者で、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方(選挙権を有する方に限ります。)に投票に関する記載をさせることができます。
- 手 続 ▶ 下記窓口でお問い合わせください。
- 窓 口 ▶ 市選挙管理委員会事務局 市役所別棟2階 ☎ 0475-50-1179

(3) 不在者投票施設での投票

- 対 象 ▶ 不在者投票施設に入所中の方
- 内 容 ▶ 不在者投票施設に指定された身体障害者支援施設等に入所中の方は、その施設で不在者投票を行うことができます。
- 手 続 ▶ 施設の職員にお申し出ください。
- 窓 口 ▶ 市選挙管理委員会事務局 市役所別棟2階 ☎ 0475-50-1179

(4) 投票所での代理投票

- 対 象 ▶ ご自身で投票用紙に記載することができない方
- 内 容 ▶ 投票所の係員が投票用紙に代筆します。
- 手 続 ▶ 投票所の係員にお申し出ください。
- 窓 口 ▶ 各投票所

(5) 投票所での点字投票

- 対 象 ▶ 点字投票を希望される方
- 内 容 ▶ 投票所に点字器と点字の候補者氏名一覧を用意しています。
- 手 続 ▶ 投票所の係員にお申し出ください。
- 窓 口 ▶ 各投票所

12. 日常生活自立支援事業（すまいる）

- 対 象 ▶ 判断能力が不十分な方（高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）
- ▶ 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方
- 内 容 ▶ 福祉サービス利用援助
- 福祉サービスの利用に関する情報の提供や助言
 - 福祉サービスを利用する際の手続きの援助
 - 福祉サービスの苦情を解決するための手続き援助
 - 日常生活に必要な事務に関する手続き
- ▶ 金銭管理サービス
- 日常的な生活費に必要な預貯金の預け入れや払戻しの手続き
 - 公共料金、税金、医療費等の支払い手続き
 - 年金、手当等の受領確認
- ▶ 財産保全サービス
- 大切な財産を金融機関の貸金庫に保管します。（預貯金の通帳、保険証書、不動産権利証、契約書、実印等）
 - ただし、宝石や貴金属類、絵画、骨とう品などはお預かりできません。
- ▶ 弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス
- 専門的な援助や助言が必要な方や、成年後見制度の利用を希望されている方に対し、弁護士・司法書士・社会福祉士を紹介します。
- 負 担 ▶ 次表のとおり。
- ▶ 生活保護受給者の利用料は免除されます。

区分	料金
基本料金	月額 300円
福祉サービス利用援助	日額 1,200円
金銭管理サービス	
財産保全サービス	月額 250円

- 手 続 ▶ 本人、家族、代理人などが窓口や電話で相談後、専門員が訪問します。利用申請後、契約締結審査会（県社協）、支援計画の作成、契約の締結を行います。（ここまで無料）
- ▶ 契約締結後、生活支援員による援助を行います。（有料）
- 窓 口 ▶ 東金市社会福祉協議会 ふれあいセンター2階 ☎ 0475-52-5198